

改正された消費者基本法と 消費者団体の役割

松本 恒雄

Written by Tsuneo Matsumoto

三六年ぶりの基本法の改正

平成一六年の通常国会において、消費者保護基本法が、昭和四三年の制定以来、三六年ぶりに改正され、その名称も「消費者保護基本法」から「消費者基本法」へと改められた。

改正前の消費者保護基本法の基本的枠組みは、一方で、行政が強い立場の事業者を規制することによって、結果として消費者を保護するとともに、他方で、トラブルが生じた後に自治体の消費生活センターなどで解決のあっせんをするというものであった。ここでは、行政が主役であり、消費者政策とは消費者行政と同義であった。

消費者保護基本法の制定以来、サービスや契約に関する紛争の増加、若年・高齢者被害の増加、規制緩和、国際化、情報化など、消費生活をとりまく環境は大きく変化している。今回の改正は、消費者政策の枠組みを、このような日本社会の変化に対応させるためになされたものである。

消費者基本法の特徴としては、①消費者の権利と自立の支援を基本理念として掲げたこと(二条)、②自主行動

基準の作成などによる消費者の信頼確保を事業者の努力義務として掲げたこと(五条二項)、③事業者団体の独自の役割を明記したこと(六条)、④消費者団体の独自の役割を明記したこと(八条)、⑤紛争解決にあたっての都道府県の独自の役割を明記したこと(一九条)、⑥国民生活センターの積極的役割を基本法に位置づけたこと(二五条)、⑦「契約の適正化」を施策カタログに加えたこと(一二条)、⑧消費者の年齢その他の特性への配慮を求めていること(二条、五条一項)、などがあげられる。

基本理念は消費者の権利と自立の支援

消費者基本法においては、消費者の権利の尊重が消費者政策の基本理念であることが、初めて宣言された。権利として掲げられているのは、「基本的な需要が満たされること」、「健全な生活環境が確保されること」、「安全が確保されること」、「自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること」、「必要な情報及び教育の機会が提供されること」、「意見が消費者政策に反映されること」、「被害が生じた場合に適切かつ迅速に救済されること」である。

もう一つの基本理念が、消費者の自立の支援である。「消費者の自立」とは、商品・サービスの選択、事業者との苦情・トラブルの解決、また環境配慮その他の事業者の活動の評価、安全基準設定の際のリスクコミュニケーションなどにおいて、消費者がより積極的な役割を果たすことを意味している。消費者が自主的かつ合理的に行動することが、事業者を変え、社会を変えていくことにつながる。

ただし、消費者がこのような積極的役割を果たすためには、前記のような消費者の権利を実質化していくための施策を政府が積極的にとっていくことが必要であり、それが「自立の支援」である。

とりわけ、消費者基本法が、自立の支援にあたっては、「消費者の年齢その他の特性に配慮」しなければならぬと特記する(二条)とともに、事業者の責務として、「取引に際して、消費者の知識、経験、財産の状況等に配慮」することを求めている点(五条一項)は重要である。これにより、高齢者をねらった商法やリスクの高い金融商品の不適当な者への勧誘といった問題への対策が促進されることが期待される。

消費者保護基本法の改正を受けて、現在、各地の自治体で、消費生活条例の見直しの作業が始められている。

消費者団体に団体訴訟の権利を

消費者保護基本法は、「消費者の組織化」については言及していたが、消費者団体の役割については何も述べていなかった。しかし、消費者団体には、事業者の活動を監視・評価したり、事業者団体の行う自主規制活動に関与したり、消費者の権利行使をサポートしたり、あるいは消費者の権利を代わって行使したりするといった重要な役割

がある。これらの役割は、消費者個人の役割に還元してしまいうことができない性質のものである。というのも、市場経済社会における消費者問題は、個人的問題ではなく、集団としての消費者に共通の問題だからである。

消費者基本法は、「消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする(八条)との規定を新設するとともに、国の責務として、「国は、国民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする(二六条)と明記した。

現在、内閣府の国民生活審議会において、消費者団体に事業者の行為を差し止めたり、消費者に生じた損害の賠償を求めたりする裁判を起こすことを可能にする団体訴訟の法制化に向けての検討が開始されている。

消費者団体は、消費者基本法の二つの理念である消費者の権利を守り、消費者の自立を支援するために不可欠の存在である。消費者団体に固有の権利としての団体訴訟の権利が認められるならば、消費者団体の地位が高まり、消費者運動が活性化されるものと期待される。

CEL

松本 恒雄

(まつもと・つねお)

一橋大学大学院法学研究科教授。1974年京都大学法学部卒業。76年同大学大学院法学研究科修士課程修了。77年同大学院博士課程退学。同年より同大学法学部助手、79年広島大学法学部助教授、87年大阪市立大学法学部助教授、91年一橋大学法学部教授を経て、99年より現職。著書は、『情報ネットワークの法律実務』(第一法規)、『消費者六法(2003年版)』(民事法研究会)、『21世紀の消費者政策と食の安全』(コープ出版)など。